

建設工事 入札参加者 各位

湖西市長 影山 剛士

社会保険等未加入者及び相指名業者による下請負について（通知）

日頃より、本市の公共事業の推進にあたりまして、ご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記については「平成 30 年度からの入札契約制度の改正事項について」（平成 29 年 11 月 27 日付け湖総契第 162 号。以下「事前通知」という。）により、平成 30 年 4 月 1 日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行う建設工事から取扱いを変更することについてお知らせしたところですが、今般、具体的な運用方法を下記のとおり定めました。

つきましては、入札参加者の皆様におかれましては、その趣旨及び内容を了知いただき、対応されますようお願いいたします。

記

1. 社会保険等未加入者による下請負

- (1) 事前通知でお知らせしたように、受注者（元請業者）が社会保険等未加入者と一次下請契約を締結することを禁止します。
- (2) 社会保険等未加入者の定義については、国土交通省や静岡県と同じく、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入する義務を 1 つでも果たしていない事業者のうち、建設業許可を受けた建設業者とします。
したがって、建設業許可を受けていない事業者との下請契約や、保険に加入する義務のない建設業者との下請契約については禁止の対象ではありません。
- (3) 下請契約とは、建設業法上の下請負人とするをいい、交通誘導員等の警備業務のみを行う下請契約は含みません。
- (4) 社会保険等未加入者との一次下請契約を確認した場合には、受注者に対して、当該社会保険等未加入者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面（以下「特別事情申請書」という。）を提出するように指示しますので、**様式 1** により特別事情申請書を作成し、期日（概ね 7 日以内を指定します。）までに工事担当課へ提出してください。
期日までに提出いただけない場合には、特別の事情を有しないものとみなし、契約違反として受注者に指名停止措置を行います。

(5) 特別事情申請書を提出していただいた場合でも、特別の事情として認められない場合には、契約違反として受注者に指名停止措置を行います。

特別の事情とは、本市発注工事で該当する可能性は殆ど無いものと考えておりますが、特殊技術等を必要とする工事で、その特殊技術等を有している社会保険等未加入者を下請負人としなければ工事を施工することが困難となる場合などをいいます。

なお、次のいずれの場合も、特別の事情には該当しませんので、ご注意ください。

- ① 長年の元請下請関係があり、他の建設業者では施工のマネジメントができない場合
- ② 本市と受注者との契約締結前に下請契約を締結していた場合
- ③ 他の下請負人を探す時間的余裕がなかった場合
- ④ 過去に同一箇所で施工した際に、下請負人としていた場合
- ⑤ 契約期間中の保険加入を確約して下請契約を締結していた場合

(6) 特別の事情があると認める場合には、受注者に対して、当該社会保険等未加入者が加入する義務を果たしていなかった保険について、加入したことが確認できる書類の提出を指示しますので、期日（概ね30日以内を指定します。）までに工事担当課へ提出してください。

期日までに提出いただけない場合には、契約違反として受注者に指名停止措置を行います。

(7) 指名停止措置を行った場合には、社会保険等未加入者について当該者の建設業許可行政庁に通報します。

また、下請契約は禁止していませんが、二次以降の下請負人が社会保険等未加入者に該当する場合にも、通報手続を行います。

(8) (4)から(7)までのフローやQ&Aを作成しましたので、**別添1**・**別添2**をご確認いただき、参考としてください。

(9) 特別事情申請書を求められた後に、当該社会保険等未加入者が加入の義務を果たしていなかった保険は、実際には加入の必要がなかったことが判明した等の場合には、速やかに工事担当課に報告してください。

この場合には、受注者に対して、適用除外であることの誓約書（以下「適用除外誓約書」という。）を提出するように指示しますので、**様式2**により適用除外誓約書を作成し、工事担当課へ提出してください。

(10) 事前通知でお知らせしたとおり、湖西市建設工事請負契約約款を改正し、下表の条項を追加しました。

(社会保険等未加入者による下請負の禁止)

第6条の3 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。次項において「社会保険等未加入者」という。）を下請負人（受注者が直接契約を締結する下請負人に限る。次項において同じ。）としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、社会保険等未加入者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情がある場合であって、発注者が認めるときは、当該社会保険等未加入者を下請負人とすることができる。この場合において、受注者は、発注者の指定する期間内に、当該社会保険等未加入者が前項各号に掲げる届出をし、その事実を確認することのできる書類を市長に提出しなければならない。

- (11) 国土交通省策定の「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（平成24年4月策定。平成28年7月最終改訂）では、『適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請業者は特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべきである。』等、二次以降の下請負人や個々の作業員に対しても積極的な取組を行うことが、元請業者の役割と責任として掲げられています。

受注者（元請業者）におかれましては、本市が禁止とする社会保険等未加入者との一次下請契約だけでなく、それ以上の社会保険等未加入対策に努めていただくようお願いします。

2. 相指名業者による下請負

- (1) 事前通知でお知らせしたように、相指名業者を下請負人とすることを禁止します。

禁止の対象は、社会保険等未加入者による下請負とは違い、二次以降を含めた全ての下請負人となりますので、ご注意ください。

- (2) 相指名業者の定義については、受注者（元請業者）が請け負った建設工事に係る競争入札において入札書を提出した者（随意契約にあつては見積書を提出した者）とします。

また、入札書又は見積書を提出した者が共同企業体（事業協同組合）であるときは、当該共同企業体の構成員（事業協同組合にあつては組合員）についても相指名業者とし、これらの反対（入札をした者が共同企業体の構成員である場合における当該共同企業体等）についても相指名業者とします。

ただし、競争入札が不調等により一旦終了し、再び契約手続（再度公告

入札等)を行った場合において、不調となった競争入札では入札書を提出していたものの、落札決定に至った競争入札で入札書を提出しなかった者については、相指名業者としません。

(3) 下請負人とは、建設業法上の下請負人をいうため、交通誘導員等の警備業務のみを行う下請契約は、禁止の対象ではありません。

(4) 下請契約を締結する場合には、相指名業者による下請負の禁止について周知していただくことを、事前通知でお願いしていただきましたので、**別添3**に必要な編集を加えたうえで、工事現場の見やすい場所に掲げていただき、かつ一次下請契約を締結した相手方に渡してください。

この書面は、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の3第1項の規定により、施工体制台帳を作成した建設工事で必要となる「請け負わせた下請負人に対して通知しなければならない義務」及び「工事現場の見やすい場所に掲げなければならない義務」のある書面に、本市発注工事では相指名業者による下請負が禁止されていることを追記したものです。

(公共工事の受注者が下請契約を締結した場合には、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第15条の規定により、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7が読み替えられるため、施工体制台帳の作成が必要となります。)

なお、この周知を確実に実施していただくため、本市と受注者との契約書(特記仕様書)による義務付けをし、監督員が工事現場での掲示状況を点検することを予定しています。

(5) 事前通知でお知らせしたとおり、本市契約検査課通知「相指名業者の下請の取扱いについて」(平成23年12月1日付け号外)は、平成30年4月1日をもって廃止をしますが、平成30年3月31日までに入札公告をした建設工事については、引続き当該通知が適用されます。

(6) 受注者(元請業者)は、やむを得ない特別の事情により相指名業者を下請負人としたい場合には、**様式3**により、当該相指名業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面(以下「相指名業者による下請負承諾願」という。)を作成し、相指名業者を下請負人とする前に工事担当課へ提出してください。

本市が承諾をする前に、相指名業者を下請負人とした場合には、契約違反として受注者に指名停止措置を行います。

(7) 相指名業者による下請負承諾願を提出いただいた場合であって、特別の事情があると認めたとき(特別の事情の取扱いについては、1の(5)と同様

です。)は、当該相指名業者を下請負人とすることを承諾します。

また、特別の事情として認めることができない場合には、承諾しませんので、相指名業者に該当しない事業者から下請負人を選定して(させて)ください。

(8) 本市が相指名業者による下請負を承諾した場合であっても、当該相指名業者が再下請契約を締結しているなど、疑義が生じる事態となったときは確認のため、理由書(様式任意)を提出するように指示しますので、期日(概ね7日以内を指定します。)までに工事担当課へ提出してください。

(9) 本市が承諾をしていないにもかかわらず、相指名業者を下請負人としていたことを発見した場合には、指名停止措置の内容を決めるため、当該相指名業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面(以下「下請負経緯書」という。)を提出するように指示しますので、**様式4**により下請負経緯書を作成し、期日(概ね7日以内を指定します。)までに工事担当課へ提出してください。

また、相指名業者が二次以降の下請負人の場合には、(4)の周知を適切に実施していたことが確認できるよう、一次下請負人に対して書面で伝達したことを証明する書類を下請負経緯書に添付してください。

期日までに提出いただけない場合には、特別の事情を有しないもの(一次下請負人に対する(4)の周知をしていないもの)とみなします。

(10) 本市が承諾をしていないにもかかわらず、下請負人となった相指名業者に対しては、下請負経緯書により特別の事情があったと認めた場合を除き、建設工事競争契約入札心得に違反したとして、指名停止措置を行います。

(11) (6)から(10)までのフローを作成しましたので、**別添4**をご確認いただき、参考としてください。

(12) 事前通知でお知らせしたとおり、湖西市建設工事請負契約約款及び湖西市建設工事競争契約入札心得を改正し、下表の条項を追加しました。

湖西市建設工事請負契約約款

(相指名業者による下請負の禁止)

第6条の4 受注者は、相指名業者(この契約に係る競争入札において入札書を提出した者(随意契約にあつては見積書を提出した者)をいう。次項及び第3項において同じ。)を下請負人としてはならない。

2 受注者は、この契約に係る全ての下請負人に、相指名業者とこの契約に係る下請契約を締結させてはならない。

3 前2項の規定にかかわらず、受注者は、相指名業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情がある場合であつて、発注者が認めるときは、当該相指名業者を下請負人とすることができる。この場合において、受注者は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

湖西市建設工事競争契約入札心得

(入札をした者による下請負の禁止)

第31条 入札をした者は、湖西市建設工事執行規則第15条の4第3項の規定により、入札をした者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情がある場合であって、市長が認めたときを除き、当該契約に係る下請負人となることはできない。

2 落札者は、あらかじめ市長に認められた場合を除き、湖西市建設工事執行規則第15条の4第1項に規定する相指名業者を当該契約に係る下請負人としてはならない。

(13) 相指名業者が二次以降の下請負人である場合において、当該相指名業者に直接工事を下請負させた事業者が湖西市競争入札参加資格者であるときは、その事業者に対しても指名停止措置を行う可能性があります。

また、事前通知でお知らせしたとおり、相指名業者による下請負を防ぐためであっても、下請契約を予定している事業者との間で、入札辞退者を決めることを目的に連絡を取る行為については、行わないでください。

3. 低入札価格調査の際の取扱い

現在、本市発注工事における低入札価格調査（入札価格が調査基準価格を下回る場合に行う調査をいう。）では、一次下請契約を予定している事業者の確認等を行っています。

今回の運用方法の決定と併せて、湖西市低入札取扱要領（平成14年湖西市告示第142号）の改正等を行い、一次下請契約を予定している事業者が社会保険等未加入者又は相指名業者に該当する場合の対応方法を定めました。

詳細については、実際の低入札価格調査の際に伝達をしますが、湖西市低入札取扱要領の運用基準を改正し、本市が行う対応手続を定めました。

4. 適用を除外する建設工事

本市が禁止とする「社会保険等未加入者との一次下請契約」及び「相指名業者による下請負」については、湖西市建設工事請負契約約款を適用する建設工事を対象とします。

したがって、本市発注工事であっても、同約款を適用しない建設工事（予定価格が130万円未満となるもの）については適用除外（禁止の対象としない。）となりますが、そのような場合であっても、極力、これらの禁止行為を行わないように努めていただきますようお願いいたします。

担当：総務部 契約管財課 契約検査係

電話：053-576-1178

FAX：053-576-1115

(様式1)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 湖西市長

(受注者)

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

社会保険等未加入者を下請負人とした特別の事情について
(特別事情申請書)

平成〇〇年〇月〇日付けで契約締結しました「平成〇〇年度 △△工事」について、一次下請業者である「株式会社◇◇建設」が社会保険等未加入者であることが確認されましたが、下記のとおり当社は「株式会社◇◇建設」を下請負人とする必要があるため、湖西市建設工事請負契約約款第6条の3第2項に定める工事の施工が困難となる場合等の特別の事情を有することの認定を申請します。

記

特別の事情 (できる限り詳細に記載してください。)

: 〇〇のため

(様式2)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 湖西市長

(受注者)

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

下請負人が適用除外であることの誓約について
(適用除外誓約書)

下記の理由により、今般当社が受注した「平成〇〇年度 △△工事」において、
〇次下請業者である「株式会社◇◇建設」については、健康保険法（大正11年
法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条又
は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務があり
ません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被
ることとなっても、意義は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約いたします。

記

<健康保険・厚生年金保険>

- 従業員5人未満の個人事業所であるため。
 その他の理由

〇〇のため。

※「その他の理由」を選択した場合

平成〇〇年〇月〇日、〇〇年金事務所〇〇課に問い合わせを行い判断しました。

<雇用保険>

- 役員みの法人であるため。
 その他の理由

〇〇のため。

※「その他の理由」を選択した場合

平成〇〇年〇月〇日、ハローワーク〇〇 〇〇課に問い合わせを行い判断しました。

(様式3)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 湖西市長

(受注者)

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

相指名業者を下請負人とする特別の事情について
(相指名業者による下請負承諾願)

下記の理由により、今般当社が受注した「平成〇〇年度 △△工事」において、相指名業者（本工事の競争入札等で入札書（見積書）を提出した者をいう。）である「株式会社◇◇建設」を下請負人としたいので、湖西市建設工事請負契約約款第6条の4第3項に定める工事の施工が困難となる場合等の特別の事情を有するものとして、承諾願います。

記

1. 予定する下請契約内容等

下請契約金額 : 〇〇〇円 (税込み)

一次二次等の別 : 〇次下請

下請工事概要 : □□□□

2. 特別の事情（できる限り詳細に記載してください。）

〇〇のため

(様式4)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 湖西市長

(受注者)

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

相指名業者を下請負人とした特別の事情について
(下請負経緯書)

平成〇〇年〇月〇日付けで契約締結しました「平成〇〇年度 △△工事」において、今般、相指名業者（本工事の競争入札等で入札書（見積書）を提出した者をいう。）である「株式会社◇◇建設」を下請負人としたのは、下記の理由により、湖西市建設工事請負契約約款第6条の4第3項に定める工事の施工が困難となる場合等の特別の事情を有する経緯があったためです。

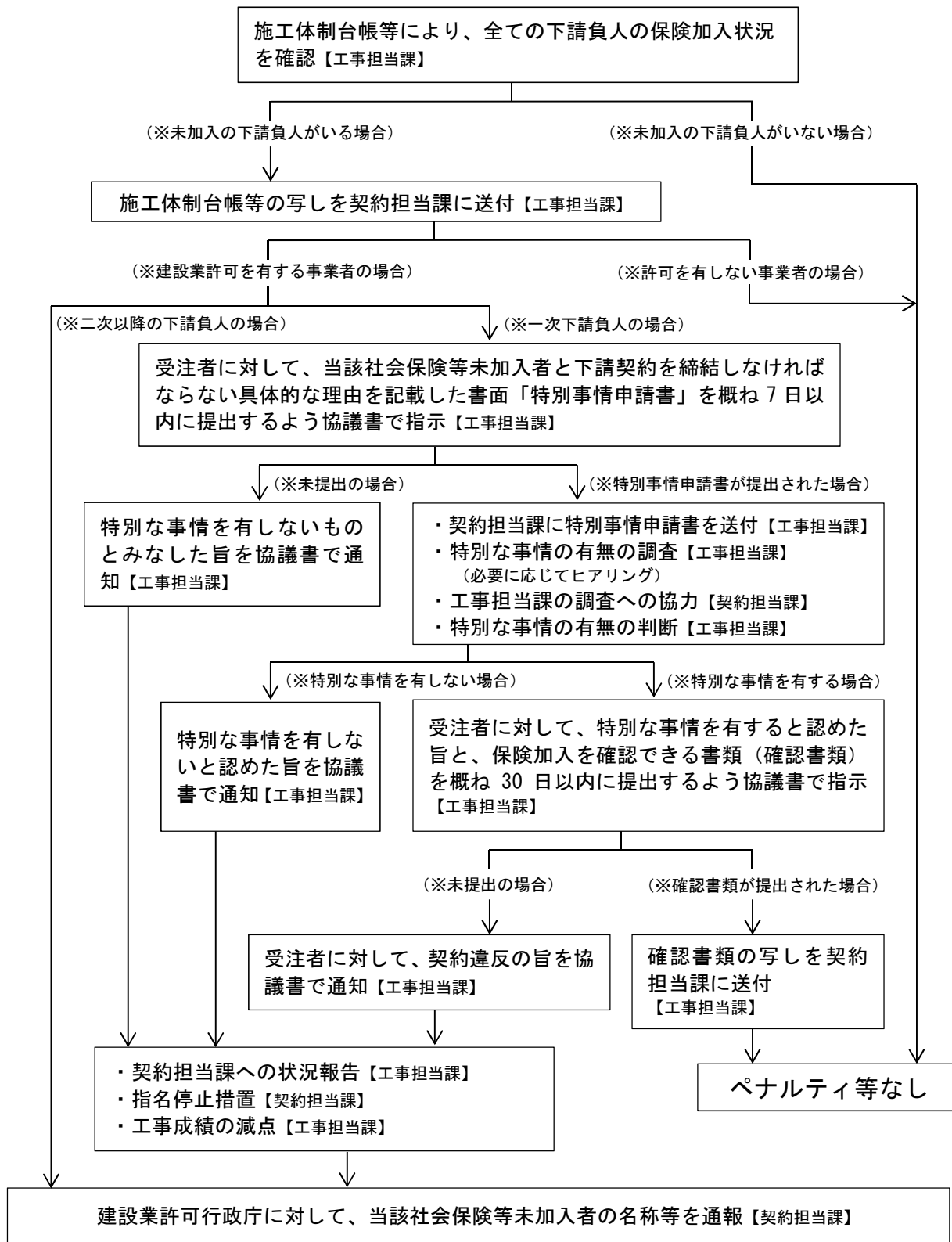
記

特別の事情（できる限り詳細に記載してください。）

: 〇〇のため

別添 1

社会保険等未加入者による下請負対策フロー



別添 2

社会保険等未加入対策に関するQ&A

Q 1	社会保険等とは何か？
A 1	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。
Q 2	湖西市は、社会保険等未加入者に該当するかどうかは、どのように確認するのか？
A 2	<p>施工体制台帳（再下請負通知書を含みます。）の健康保険等の加入状況欄に記載していただく、「加入」・「未加入」・「適用除外」の別によって確認をします。</p> <p>ただし、疑義が生じた場合には、保険に加入していることが確認できる書類の提出を求めます。</p> <p>なお、施工体制台帳等への社会保険等の加入状況の記載については、建設業法施行規則により義務付けられています。</p>
Q 3	保険に加入していることが確認できる書類とは、どのようなものか？
A 3	<p>次に掲げる書類です。</p> <p>（具体的には、参考資料をご確認ください。）</p> <p>【健康保険又は厚生年金保険の場合】</p> <p>参考資料① 領収証書 参考資料② 社会保険料納入証明書 参考資料③ 資格取得確認および標準報酬決定通知書</p> <p>【雇用保険の場合】</p> <p>参考資料④-1 領収済通知書・参考資料④-2 労働保険概算・確定保険料申告書 参考資料⑤ 雇用保険被保険者資格取得等通知書</p>
Q 4	「未加入」と「適用除外」の違いは何か？
A 4	<p>「未加入」とは、社会保険等に加入する義務があるにもかかわらず、その義務を果たしていない場合をいいます。</p> <p>「適用除外」とは、社会保険等に加入する義務がない場合をいいます。</p>
Q 5	適用除外（社会保険等に加入する義務がない場合）の要件は何か？
A 5	<p>健康保険及び厚生年金保険については従業員5人未満の個人事業主の場合などが該当し、雇用保険については役員のみの方である場合などが該当します。</p> <p>詳細につきましては、年金事務所（健康保険及び厚生年金保険）、又はハローワーク（雇用保険）にお問い合わせください。</p>

Q 6	社会保険等のうち、1つでも「適用除外」となっている事業者との一次下請契約であれば、禁止の対象ではないのか？
A 6	禁止するのは、社会保険等に加入する義務を1つでも果たしていない事業者のうち、建設業許可を受けた建設業者との一次下請契約です。 したがって、全てが「適用除外」であれば問題ありませんが、1つでも「未加入」のある建設業者との一次下請契約については、禁止対象です。

Q 7	社会保険等未加入者との一次下請契約が判明した場合の受注者（元請業者）へのペナルティは、どのようなものか？
A 7	契約違反による指名停止措置（2か月を標準とします。）及び指名停止措置に伴う工事成績評定の減点があります。 また、社会保険等未加入者については、当該者のことを建設業許可行政庁へ通報します。

Q 8	二次以降の下請負人が社会保険等未加入者であることが判明した場合には、ペナルティの対象となるか？
A 8	契約約款で禁止しているのは、一次下請契約のみであるため、ペナルティの対象となりません。 ただし、A 7と同様に、建設業許可行政庁への通報手続は行います。

Q 9	会社として社会保険等に加入していても、個々の労働者まで加入していない場合には、ペナルティの対象となるか？
A 9	契約約款で禁止している対象は、加入義務を果たしていない建設業者であるため、会社として適切に社会保険等に加入していれば、ペナルティの対象となりません。 ただし、個々の労働者についても、各保険に加入義務がある場合には、雇用主は適切に加入させる必要があります。

Q10	国土交通省や静岡県が実施しているように、発注者から制裁金（下請契約金額の一定割合）を請求されるペナルティはあるのか？
A10	制裁金は請求しません。 ただし、今後導入する可能性はあります。

Q11	社会保険等未加入者と一次下請契約を締結している場合であっても、工事担当課からの特別事情申請書の指示がなければ、提出は不要か？
A11	基本的には、工事担当課から特別事情申請書を提出するように指示を行います。万が一指示がない場合でも、特別事情申請書を工事担当課に提出してください。

Q12	<p>一次下請契約を締結した後に、相手方が社会保険等未加入者であることが判明したときはどうなるか？</p> <p>また、一次下請負人が社会保険等に加入しているとしていたが、実際には加入しておらず一次下請負人の虚偽であった場合はどうなるか？</p>
A12	<p>この場合でも、社会保険等未加入者と一次下請契約を締結したものとして、指名停止措置の対象とします。</p> <p>契約約款においては、社会保険等未加入者を一次下請負人とすることを禁止しているので、一次下請契約の締結にあたっては、相手方が社会保険等未加入者でないことを十分に確認してください。</p>

Q13	<p>下請工事の着手前に、社会保険等未加入者との一次下請契約を解除し、別の建設業者と下請契約を締結した場合には、どうなるか？</p>
A13	<p>A12 と同様、この場合でも、社会保険等未加入者と一次下請契約を締結したこととなりますので、指名停止措置の対象とします。</p>

Q14	<p>社会保険等未加入者が、施工体制台帳等の確認後に「適用除外」となり、社会保険等未加入者に該当しなくなった場合には、どうなるか？</p>
A14	<p>従業員数の減少などにより、社会保険等の適用除外事業者となった場合には、適用除外誓約書を工事担当課に提出してください。</p> <p>ただし、下請契約の締結時点で、一次下請負人が社会保険等未加入者である場合には、指名停止措置の対象とします。</p>

Q15	<p>特別事情申請書の提出指示や、特別の事情を有するかどうかの認定結果等、湖西市からの指示や通知については、全て書面をもらえるのか？</p>
A15	<p>全て書面で行います。</p> <p>(相指名業者による下請負の対応についても同様です。)</p>

Q16	<p>平成 29 年度から継続している建設工事であっても、社会保険等未加入者と一次下請契約することが禁止されるのか？</p>
A16	<p>なりません。</p> <p>平成 30 年 4 月 1 日以降に、発注する建設工事から禁止とします。</p>

別添 3

作成日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

下請負人となった皆様へ

元請負人：〇〇建設株式会社

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 15 条の規定により読み替えて適用される建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 24 条の 7 の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととされています。

この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、次のアからウまでを行っていただく必要があります。（ウについては、**湖西市発注工事の独自項目です。**）

ア 建設業法第 24 条の 7 第 2 項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 14 条の 4 第 1 項に規定する再下請負通知書を当社宛てに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、変更の年月日を付記して遅滞なく同様の通知書を提出しなければなりません。

イ 貴社が他の者に工事を請け負わせた時は、その者に対してこの書面を複写し交付して、「さらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対するアの通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である。」旨を伝えなければなりません。

ウ 貴社が他の者に工事を請け負わせた時は、その者に対し、「あらかじめ作成建設業者（元請負人）が発注者の承諾を得ない限りは、本工事の競争入札で入札をした者に工事を請け負わせることができない。」旨を伝えなければなりません。（該当者を確認されたい場合には、作成建設業者に問い合わせてください。）

随意契約の場合には、下線部を「見積もり合
せで見積書を提出した者」としてください。

作成建設業者の商号

：〇〇建設株式会社（元請負人）

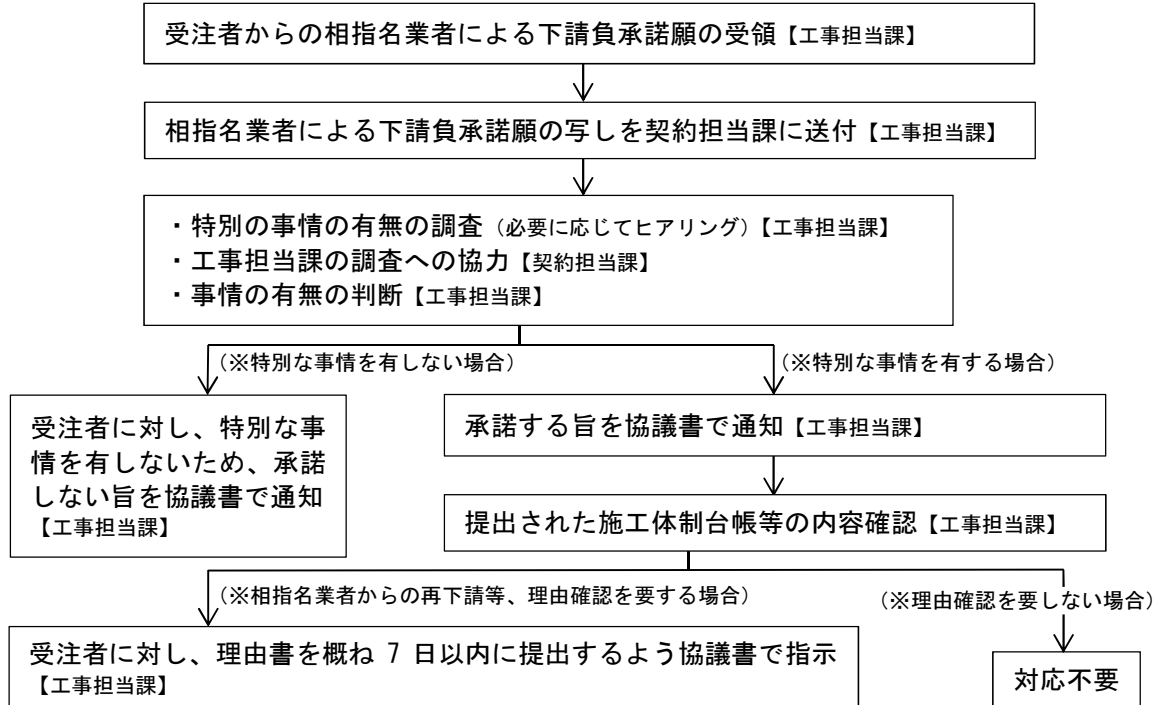
再下請負通知書の提出場所

：工事現場内の現場事務所又は〇〇建設株式会社

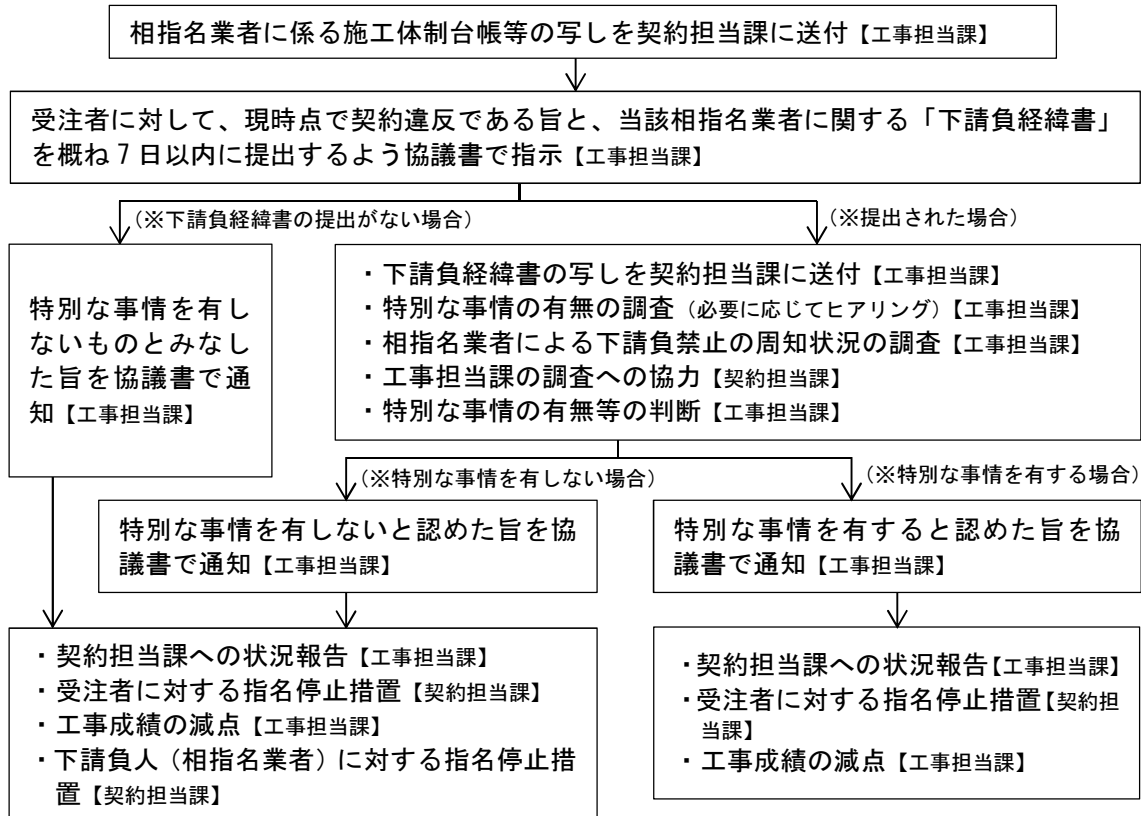
別添 4

相指名業者による下請負対策フロー

<パターン1：相指名業者による下請負承諾願が提出された場合の対応>



<パターン2：承諾していない相指名業者による下請負を発見した場合の対応>



参考資料

参考資料①【健康保険・厚生年金保険】領収証書

領 収 済 通 知 書 国庫金 厚生保険

6118 00063140 厚生労働省年金局(函館)

納付目的
健康保険料
厚生年金保険料
児童手当拠出金
平成 年度
厚生労働省所管
年金特別会計

事業所整理記号 事業所番号 うち証券受領

取納機回番号 納付番号 確認番号
00500

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
函館年金事務所

あて先
歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長
(所在地) (〒100-8916) 千代田区霞が関1-2-2
(国庫金領収書用印) 日本年金機構内厚生労働省年金局 〒168-8505 杉並区西井戸西3-3-24
この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

担当課 函館年金事務所徴収担当

上記の合計額を徴収しました。
(領収日付印)

(厚生労働省年金局送付分)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

領 収 控 国庫金 厚生保険

年度 年金特別会計 厚生労働省年金局 取納機回番号 取納機回番号 取納機回番号
6118 00063140 厚生労働省年金局(函館)

納付目的の年月
平成 年 月 日

納付期限
平成 年 月 日 健康助定 厚生年金助定 児童手当及び子ども手当助定
健康保険料 厚生年金保険料 児童手当拠出金

納入告知書(納付書)発行年月日
平成 年 月 日

事業所整理記号 事業所番号 うち証券受領 証券受領 合 計 額

取納機回番号 納付番号 確認番号
00500

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
函館年金事務所

延滞金の 期満前に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
計算方法 (健康保険法第181条、国法附則第9条、厚生年金保険法第87条、
同法附則第17条の14、児童手当法第22条)
分額の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てて。

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

上記の合計額を徴収しました。
(領収日付印)

(取納機回用)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

納入告知書 納付書・領収証書 国庫金 厚生保険

年度 年金特別会計 厚生労働省年金局 取納機回番号 取納機回番号 取納機回番号
6118 00063140 厚生労働省年金局(函館)

納付目的の年月
平成 年 月 日

納付期限
平成 年 月 日 健康助定 厚生年金助定 児童手当及び子ども手当助定
健康保険料 厚生年金保険料 児童手当拠出金

平成 年 月 日

事業所整理記号 事業所番号 うち証券受領 証券受領 合 計 額

取納機回番号 納付番号 確認番号

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店又は日本年金機構
函館年金事務所

延滞金の 期満前に完納されなかったときは、延滞金の納付を要します。
計算方法 (健康保険法第181条、国法附則第9条、厚生年金保険法第87条、
同法附則第17条の14、児童手当法第22条)
分額の充当の順序は、元本に充て、次いで延滞金に充てて。

この納入告知書(納付書)はPay-easy(ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納付することができます。

上記の合計額を徴収しました。
(領収日付印)

(納付書添し)

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

(2) 適切な数値が入っていれば可

(1) 業者名と一致しているか確認

参考資料②【健康保険・厚生年金保険】社会保険料納入証明書

別紙4

平成 年 月 日 申請

社会保険料納入証明(申請)書

1. 申請者

事業所整理記号	事業所番号

事業所所在地	(1)業者名と一致しているか確認
事業所名称	
事業主氏名	印
電話番号	()-()-()

2. 申請事由

--

3. 証明事由

月分	保 険 料			収納年月日
	健康保険	厚生年金	児童手当拠出金	
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日
平成 年 月分				平成 年 月 日

(2)適切な数値が入っていれば可

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

印

参考資料③【健康保険・厚生年金保険】 資格取得確認および標準報酬決定通知書（様式）

(説明)
 (1)(注1) 年金事務所名を出
 力する。
 (2)(注2) 社会保険労務士コ
 ーポの取録がある場
 合に出力する。

(注2)
 S C XXXX

事業所番号 健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書
 99999

業所整理記号
 XXXX

被保険者 整理番号	被保険者氏名	被保険者住所	生年月日	種別 (性別)	取得 区分	資格取得 年月日	基礎年金番号
ZZZZZ9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	X99.99.99 健康: 2999 千円	9X X X X 厚年	9X X X 千円	X99.99.99	9999-999999
ZZZZZ9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	X99.99.99 健康: 2999 千円	9X X X X 厚年	9X X X 千円	X99.99.99	9999-999999
ZZZZZ9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	X99.99.99 健康: 2999 千円	9X X X X 厚年	9X X X 千円	X99.99.99	9999-999999
ZZZZZ9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	X99.99.99 健康: 2999 千円	9X X X X 厚年	9X X X 千円	X99.99.99	9999-999999
ZZZZZ9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	X99.99.99 健康: 2999 千円	9X X X X 厚年	9X X X 千円	X99.99.99	9999-999999
ZZZZZ9	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXX	X99.99.99 健康: 2999 千円	9X X X X 厚年	9X X X 千円	X99.99.99	9999-999999

(1)業者名と一致しているか確認

郵便番号 999-XXXX
 事業所住所 XXXXXXXX
 事業所名称 XXXXXXXX
 事業所番号 XXXXXXXX

X X X X 99 年 7 9 月 7 9 日
 上記のとおり資格取得の確認および標準報酬の
 決定がなされたので通知します。
 (注1)

日本年金機構理事長 (XXXXXX)

規格 縦 8 1/6 インチ × 横 1 2 7/10 インチ

健康保険 厚生年金 資格取得確認および標準報酬決定通知書 (1/2)

参考資料④-1 【雇用保険】領収済通知書(様式)

必ず④-2と
セットで確認

(1) 参考資料④-2の番号と一致しているか確認

領収済通知書 (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789

取扱庁名 青森労働局 ※取扱庁番号 00075227

労働保険特別会計 0847 厚生労働省管 6118

平成 〇〇 年度

納付額 (合計額) 十億千百万千百十円

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

納付の場内 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

納付の場外 青森労働局労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

あて先 〒030-8558 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎

領収日付印

上記の合計額を領収しました。

(2) 適切な数値が入っていれば可

(3) 参考資料④-2の額と一致しているか確認

領収済通知書 (労働保険) (国庫金) (記入例) ¥0123456789

取扱庁名 青森労働局 ※取扱庁番号 00075227

労働保険特別会計 0847 厚生労働省管 6118

平成 〇〇 年度

納付額 (合計額) 十億千百万千百十円

納付の場所 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

納付の場内 日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

納付の場外 青森労働局労働保険特別会計歳入徴収官 (官庁送付分)

あて先 〒030-8558 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎

領収日付印

上記金額を領収しました。

参考資料④-2【雇用保険】労働保険 概算・確定保険料申告書(様式)

様式第6号(第24条、第25条、第33条関係)(甲)

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書
石綿健康被害救済法 一般拠出金

継続事業
(一括有期事業を含む。)

標準字体 012
第3片記入に当たっての注記
OCR料への記入は上

必ず④-1と
セットで確認

提出用

下記のとおり申告します。

種別 32700 修正項目番号 入力数字コード

平成 年 月 日

労働保険 都道府県 所管 管轄 基幹 番号 技 番号

(1)で照合する箇所 566
札幌市北区北8条西2丁目1-1

なるべく折り返さないようにし、やむをえない場合には折り返し曲げマーク(▶)の所で折り返して下さい。

②増加年月日(元号・平成は7) ③事業停止等年月日(元号・平成は7) ※事業停止等理由
元号 年 月 日 元号 年 月 日 項4 項5
④常時使用労働者数 ⑤雇用保険被保険者数 ⑥免除対象高年齢労働者数 ※保険関係※片保険理由コード
項6 項7 項8 項9 項10
北海道労働局 労働保険特別会計歳入徴収官殿 (注2)(注1)

⑦区分	算定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	
	⑧ 保険料・拠出金算定基礎額	⑨ 保険料・拠出率
労働保険料	(イ) 項11 千円	(イ) 1000分の (イ) 項12 円
労働保険分	(ロ) 項13 千円	(ロ) 1000分の (ロ) 項14 円
雇用保険法適用者分	(ハ) 項15 千円	(ハ) 項16 円
高年齢労働者分	(ニ) 項16 千円	(ニ) 1000分の (ニ) 項17 円
保険料算定対象者分	(ホ) 項18 千円 (ニ)	(ホ) 1000分の (ホ) 項18 円
一般拠出金(注1)	(ヘ) 項19 千円	(ヘ) 1000分の (ヘ) 項20 円

石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき、労働保険 一般拠出金は延滞できません

⑩区分	算定期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで	
	⑫ 保険料算定基礎額の見込額	⑬ 保険料率
労働保険料	(イ) 項20 千円	(イ) 1000分の (イ) 項21 円
労働保険分	(ロ) 項22 千円	(ロ) 1000分の (ロ) 項22 円
雇用保険法適用者分	(ハ) 項23 千円	(ハ) 項24 円
高年齢労働者分	(ニ) 項24 千円	(ニ) 1000分の (ニ) 項25 円
保険料算定対象者分	(ホ) 項25 千円 (ニ)	(ホ) 1000分の (ホ) 項26 円

(4)どちらかに適切な数値が入っていれば可

一般拠出金

⑭事業主の郵便番号(変更のある場合記入) ⑮事業主の電話番号(変更のある場合記入)
項28 項29 項30
※検査有無区分 ⑯算定対象区分 ※アーク指示コード ※再入力区分 ※修正項目
項31 項32 項33 項34

⑧⑩⑫⑬欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい

⑰ 申告済概算保険料額 ⑱ 申告済概算保険料額 円

⑲ 差引額	(イ) ⑰-⑱の(イ) 円	(ロ) ⑰-⑱の(ロ) 円	(ハ) ⑰-⑱の(ハ) 円	(ニ) ⑰-⑱の(ニ) 円	(ホ) ⑰-⑱の(ホ) 円	⑳ 保険関係成立年月日
第1期	(イ) ⑰-⑱の(イ) 円	(ロ) ⑰-⑱の(ロ) 円	(ハ) ⑰-⑱の(ハ) 円	(ニ) ⑰-⑱の(ニ) 円	(ホ) ⑰-⑱の(ホ) 円	㉑ 事業又は作業の種類 ⑳ 事業停止等理由 (1) 廃止 (2) 委託 (3) 個別 (4) 労働者なし (5) その他
第2期	(イ) ⑰-⑱の(イ) 円	(ロ) ⑰-⑱の(ロ) 円	(ハ) ⑰-⑱の(ハ) 円	(ニ) ⑰-⑱の(ニ) 円	(ホ) ⑰-⑱の(ホ) 円	
第3期	(イ) ⑰-⑱の(イ) 円	(ロ) ⑰-⑱の(ロ) 円	(ハ) ⑰-⑱の(ハ) 円	(ニ) ⑰-⑱の(ニ) 円	(ホ) ⑰-⑱の(ホ) 円	

(3)で照合する箇所

㉒ 加入している労働保険 (イ) 労災保険 (ロ) 雇用保険 ㉓ 特掲事業 (イ) 該当する (ロ) 該当しない
⑳ (イ) 所在地 (ロ) 名称
㉔ (イ) 住所 (ロ) 名称 (ハ) 氏名
記名押印又は署名

(5)業者名と一致しているか確認

